

# 管 理 規 程

## 埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一口を次のように改める。

ロ 病院企業職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
	35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
	36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000

80	215,800	256,800	288,700	314,700	37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
81	216,500	257,100	289,100	315,000	38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
82	217,000	257,400	289,500	315,300	39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
83	217,600	257,700	290,000	315,600	40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
84	218,300	258,000	290,500	315,900	41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
85	218,900	258,200	290,900	316,100	42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
86	219,400	258,400	291,500	316,500	43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
87	219,900	258,700	292,100	316,800	44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
88	220,600	259,000	292,700	317,000	45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
89	221,100	259,200	293,000	317,200	46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
90	221,700	259,400	293,500	317,500	47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
91	222,300	259,800	294,000	317,800	48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
92	222,800	260,000	294,400	318,100	49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
93	223,200	260,300	294,800	318,300	50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
94	223,700	260,700	295,300	318,600	51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
95	224,200	261,000	295,800	318,900	52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
96	224,700	261,300	296,300	319,100	53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
97	225,200	261,500	296,600	319,300	54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
98	225,700	261,800	297,000	319,600	55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
99	226,200	262,000	297,500	319,900	56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
100	226,700	262,300	298,000	320,100	57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
101	227,100	262,600	298,400	320,300	58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
102	227,600	262,800	298,800		59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
103	228,200	263,100	299,100		60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
104	228,800	263,400	299,400		61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
105	229,200	263,600	299,700		62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
106	229,700	263,800	300,100		63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
107	230,000	264,100	300,500		64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
108	230,400	264,300	300,900		65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
109	230,600	264,600	301,200		66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
110	231,000	264,900	301,600		67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
111	231,500	265,200	302,000		68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
112	232,000	265,400	302,300		69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
113	232,200	265,600	302,500		70	210,800	252,600	282,100	310,900	
114	232,700	265,900	302,800		71	211,100	253,000	282,900	311,400	
115	233,200	266,100	303,100		72	211,700	253,400	283,600	311,900	
116	233,700	266,300	303,300		73	211,900	253,600	284,400	312,200	
117	234,000	266,600	303,500		74	212,500	254,000	285,100	312,700	
118	234,400	266,900	303,800		75	213,000	254,500	285,900	313,200	
119	234,800	267,200	304,100		76	213,800	255,000	286,700	313,600	
120	235,200	267,500	304,300		77	214,000	255,400	287,300	313,800	
					78	214,700	255,800	287,800	314,100	
					79	215,200	256,300	288,300	314,400	

再任用  
職員以  
外の職  
員

	121	235,600	267,600	304,500		
	122		267,900	304,800		
	123		268,200	305,100		
	124		268,500	305,300		
	125		268,600	305,500		
	126		268,900	305,800		
	127		269,200	306,100		
	128		269,500	306,300		
	129		269,600	306,500		
	130		269,900	306,800		
	131		270,200	307,100		
	132		270,500	307,300		
	133		270,600	307,500		
	134		270,900			
	135		271,200			
	136		271,500			
	137		271,600			
再任用 職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、技能職員に適用する。

別表第四口を次のように改める。

ロ 病院企業職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	一級	主事又は技師の職務
	二級	主事の職務
三級	主任の職務	主任の職務
	主任の職務	主任の職務
四級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
五級	上席主任の職務	上席主任の職務
	上席主任の職務	上席主任の職務

別表第七口を次のように改める。

ロ 病院企業職給料表（二）級別職務区分表

区分	五級	四級	三級	二級	一級
技能職員（一種）	上席主任	主任	主任 主任専門員	主事 主事 専門員	主事 主事 専門員
技能職員（二種）	上席主任	主任	主任 主任専門員	主事 主事 専門員	主事 主事 専門員

別表第九イを次のように改める。  
 イ 病院医療職給料表（一）級別職務区分表

									病院 共 通	区 分	
											四
											級
センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	級
センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	センター付	級
											級
											級

別表第十二の職の欄中「岩槻診療所長」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が附則別表の旧級欄に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級は、同表の旧級欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において埼玉県病院局職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第一の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給は、前項の規定によりその者が属することとなる職務の級(以下この項において「新級」という。)の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下この項において「旧号給」という。)に対応する給料月額と同一の給料月額の号給(同一の給料月額の号給がないときは、直近下位の給料月額の号給)とし、旧号給に対応する給料月額が新級の最高の号給の給料月額を超えるときは、当該最高の号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「切替後給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(以下この項において「切替前給料月額」という。)に達しないこととなる技能職員(別に定める技能職員を除く。)には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員(前項に規定する技能職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

(補則)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表 職務の級の切替表 (附則第二項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級
5 級	5 級